

# 議案

一一一

## 一、労働組合法即時制定要求の件

一、本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及其他被傭者の共同利益の保護増進を目的とする被傭者の團體又はその聯合を謂ふ。

二、本法の適用を受けるとする労働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所々在地の地方長官に届け出ることを要す。

三、労働組合規約には左の事項を記載する事を要す。

(一) 名稱、(二) 目的、(三) 主たる事務所、(四) 組合員の資格に關する規定、(五) 組合員の加盟脱退に關する規定、(六) 組合の大會其他の會議に關する規定、(七) 組合の執行機關並に其他役員の權限、資格及任免に關する規定

(八) 加盟金及組合費並に會計に關する規定、(九) 組合規約の變更に關する規定、(十) 組合の聯合及合併に關する規定。

四、労働組合並に其の事業に對しては諸稅を賦課せす。

五、労働組合は労働爭議につき、役員其他組合員か他人に加へたる損害を賠償する責に任ぜず。

六、雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被傭者を解雇する事を不得す。雇主又はその代理人は被傭者を労働組合に加罷せざる事、又組合より駁退する事を雇傭條件となす事を得ず。

七、労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て、之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とす。

八、労働組合の役員又は組合員は労働争議進行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若くは貼付を爲したるの故を以て處罰せらるゝことなし。

九、労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行為に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要せず

十、労働組合は司法裁判所の判決を経るにあらざれば解散さることなし。

十一、地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたるときは警告を發し若し應せざる場合にはその取消變更を裁判所に出訴する事を要す。

十二、六に違反したる雇主又は代理人は六ヶ月以上三ヶ年以下の懲役に處す。

## 二、陸軍共濟組合年金制實施促進の件

以上中央委員會提出

## 四、成年工及少年工の賃銀値上に關する件

## 五、陸軍特殊休日日給全額支給に關する件

## 六、期限付職工待遇改善に關する件

## 七、年令満限退職者特別昇給に關する件